（メール施行）

平成２３年３月１６日

あて先	件　名	発信者
各県立高等学校長　殿 各特別支援学校長　殿	平成２３年東北地方太平洋沖地震に伴う施設の応急工事等について	教育庁施設整備課長 電話:022-211-3353 FAX:022-211-3354

このことについて，早急に災害復旧工事の予算を令達するために必要ですので，工事箇所等について下記に必要事項を記入のうえ平成２３年３月２３日（水）までにメール，ＦＡＸ等どのような手段でもかまいませんので施設整備課あて報告願います。

※　報告にあたっての留意事項

1　平成２３年３月３１日までに契約できる工事・修繕に限る。

2　１契約あたり２５０万円未満の工事・修繕を対象とする。

3　所要額の算定については，見積書を徴収すること。見積書の徴収が困難な場合であっても，業者等より所要額を聞き取りのうえ算定すること。

4　工事の着工に際しては，着工前後の写真を確実に撮影すること。撮影の際は，工事箇所の規模・延長，撮影日時が判別できるようにすること。

5　１契約あたり８０万円を超える見込の工事については，文部科学省の災害査定対象となるため，工事箇所の写真を確実に撮影すること。

6　早急に復旧工事に着手する必要があり，１契約あたり２５０万円を超える見込の工事については，別途施設整備課県立施設班あて協議願います。

記

（単位：円）

工事箇所	所要見込額